

(長期継続契約) 市立市川考古博物館電話交換設備賃貸借仕様書

1. 総 則

- 1-1 本仕様書は市川市(以下「賃借人」という。)が借り受ける賃貸人が所有する賃貸借物件の仕様、据付等を定めるものとし、市立市川考古博物館に係る電話交換機設備に適用する。
- 1-2 本賃貸は、電話通信事業法第52条「自営電気通信事業法第52条(自営電気通信設備接続)」に基づき総務省令で定める自営電気通信設備としての基準を満足するものとする。
- 1-3 賃借人は、環境負荷低減や環境保全の推進を行っております。
賃貸人は業務遂行にあたり環境への影響に配慮し下記事項の徹底を図ること。
 - (1) 業務実施に伴い発生する廃棄物は、廃棄方法及び廃棄場所等について定められた方法により適切に処理し、廃棄物による事故防止に努めること。
 - (2) 業務実施にあたっては、廃棄物の抑制に努めること。
- 1-4 契約形態 リース契約
- 1-5 契約期間 令和8年3月1日から令和16年2月28日(総月数 96ヶ月)
- 1-6 納入期限 令和8年3月1日
- 1-7 担当部課 市川市 教育振興部 文化財課 市立市川考古博物館
- 1-8 納入場所 市川市堀之内2丁目26番1号(市立市川考古博物館)
- 1-9 申 請 本賃貸借に必要な申請手続きがある場合は、全て賃貸人において行うものとする。
- 1-10 検 査 本賃貸借は、賃貸借物件が設計書、仕様書及び監督職員指示のとおり使用可能な状態に調整し納入完了後、監督職員の立会い検査合格を以って引渡しを受けたものとする。
- 1-11 支払方法 賃貸借料の支払方法は、96回均等とし、月額賃貸借料を毎月支払うものとする。
- 1-12 権利義務の 賃貸借契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は譲渡禁止 その権利を担保に供することはできない。

2. 賃貸借物件の内容

(1) 電話交換機設備 1 式

- ① NTT光電話、アナログ回線に対応できること
- ② 収容局線は、通話回線2局線、庁舎間内線2回線(同時2通話)FAX専用回線1局線とする。
ただし、同時に使用できる回線は、3回線までとする

(2) 多機能電話機 9 台

① 電話機は、3-3に記載する機能を、すべて有するものとする。

(3) 構内配線

NTT が設置した、光電話の終端から、交換機及び、各電話機までの配線を行うものとする。

(4) 試験調整

設定完了後、動作試験を行い、結果を賃借人が確認後、必要に応じて調整した後に検収とする。

3. 機器仕様

3-1 電話交換機設備 ※電話交換機に下記の基盤を搭載すること。

No.	構成基板名称	内容	数量	備考
1	ET-Xi/LA-ME	主装置	1 台	同等品以上
2	ET-STAND-IA/SM	主装置スタンド (iA/SM)	1 個	〃
3	ET-STNDFIX	主装置スタンド 固定用金具	1 式	〃
4	ET-2COI-XI	2 回線アナログ 局線インタフェース Xi	1 枚	〃
5	ET-4DSUIS-XIL	4 回線INS64局線インタフェースXiL	1 枚	〃
6	ET-8DCI-XI	8 回線ボタン電話インタフェース Xi	1 枚	〃
7	ET-6DC+2ST-XIL	6 回線ボタン電話+2 回線単独電話 インタフェースXiL	1 枚	〃
8	ET-MECC-SIL	主装置ケーブルカバー	1 式	〃
9	ET-BBOXL1	バッテリーボックス L1	1 式	〃
10	ET-BATTBB1	3 時間バッテリー 1	1 式	〃
11	ET-BBOXCC-SIL	バッテリーボックスケーブルカバー (Si/L)	1 式	〃
12	ET-PFU-XIW	アナログ 停電ユニット Xi (白)	1 個	〃
13	NT4E-FXSHWA-S	NT-4e 本体装置 (FXS)	1 台	〃
14	AT-AR3050	VPN アクセスルーター	1 台	〃

3-2 電話機

No.	電話機名称	内容	数量	備考
1	ET-24XI-SDW	ET-Xi 24 ボタン標準電話機 (白)	9 台	同等品以上

3-3 その他の機能

①省電力モード (一定時間使用しない電話機のボタンやLCDのOFF)

②電話帳 件数：10,000 件 (1 件当たり 3 番号) 電話機グループごとに共通電話帳を割り当てる機能

③外線発着信履歴 電話機毎に発信 30 件以上 着信 50 件以上

④内線着信履歴 電話機毎に応答 50 件、不応答 50 件

⑤標準機能

- ・短縮ダイヤル・リダイヤル・ワンタッチダイヤル (多機能) ・特定番号付加機能
- ・外線着信識別音・通話中外線着信通知・警察/消防呼び返し対応・着信分配 (ACD)
- ・夜間切替・リモート保守

4. その他

- ①本仕様書に記載なき事項は、監督職員と十分打合せの上施工すること。
- ②番号計画は、監督職員と協議の上決めること。
- ③機器類設置について、材料の寸法、取付位置または取付工法等を多少変更するなど軽微なものは、監督職員と協議の上、施工すること。このときは設計変更は行わない。
- ④本設備の更新・機器設置にあたり、既存部分に損傷・汚れ等が生じた場合は監督職員に速やかに報告し、賃貸人の負担により原形に復旧すること。
- ⑤契約期間中に賃貸借物件の設置場所を移転する際の費用は賃借人の負担とする。
- ⑥契約が終了したときは、賃貸人の負担において、この仕様に定める全ての賃貸借物件について撤去し、適正処理すること。但し賃借人は賃貸物件の賃貸借の継続を請求することができる。
- ⑦賃貸借物件に隠れた瑕疵があることが判明したときは、賃貸人は賃借人に対し引き渡しを受けた日の翌日から起算して1年以内に限り、契約不適合責任を負うものとする。
- ⑧ひかり電話網簡易専用線機能（VoIP専用線）を使用することから、接続特番やデータ変更試験調整等は、市川市役所本庁舎に設置している交換機（NETTOWER CX-01）の運用に支障を生じないように、作業手順書を作成し、市川市管財部管財課と打合せを行うものとする。このときの本庁側交換機のデータ設定については、本件賃貸借に係る工事に含むものとする。

5. 添付資料

- (1)施設案内図・電話配置場所

市立市川考古博物館電話機設置図

